



平成24年12月5日
北海道財務局

株式会社Berexに対する行政処分について

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)の株式会社Berexについては、登録を受けた営業所の所在地を確知できないことから、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第52条第4項の規定に基づき、平成24年12月5日付で金融商品取引業者の登録を取り消した。

株式会社Berex

1. 代表者名 鈴木 智司
2. 営業所の所在地 北海道札幌市東区北23条東8丁目2番6号
3. 登録番号 北海道財務局長(金商)第25号

連絡・問い合わせ先
北海道財務局 理財部 金融監督第三課
011-709-2311
内線4316、4313